

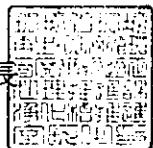
環循適発第 1903208 号

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県浄化槽主管部長 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長



合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け厚生省衛淨 20 号（以下「20 号通知」という。）にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、屎尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、国土交通省住宅局建築指導課から別添のとおり発出されるので、下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれでは、貴管内の市町村（一部事務組合を含む。）及び貴都道府県知事指定の指定検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本件は、国土交通省住宅局建築指導課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 屢尿と合併して処理することができる雑排水

1 日当たりの排出量が 50 立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 1 及び第 6 から第 12 までにおいて雑排水として屡尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和 44 年建設省告示第 3184 号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。
093(123) 0931(1231) 0932(1232)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食 料品製造業 野菜缶詰・果物缶詰・農産保存 食料品製造業 野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127) 0971(1271) 0972(1272) 0973(1273) 0974(1274)	パン・菓子製造業 パン製造業 生菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業 米菓製造業	
099(129) 0992(1293) 0993(1295) 0994(1296) 0996(1298)	その他の食料品製造業 めん類製造業 豆腐・油揚製造業 あん類製造業 そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。() 内は平成 10 年 2 月発行の番号を示す。

※太枠内は 20 号通知の業種に今回追加したもの。